

2023年度



自然豊かな地域住まいづくり助成金 ご案内

【R5.4.5】



市が指定する自然豊かな地域への移住・定住を促進するため、定住する目的で当該地域内に所有する住宅をリフォームする場合、費用の一部を助成します。

※工事の着工前に申請が必要です。

出雲市役所縁結び定住課

TEL:0853-21-6629 Fax:0853-21-6599

Email:teijyu@city.izumo.shimane.jp

1. 助成対象者

下記の①及び③～⑨を満たし、別表のいずれかに該当する者又は②～⑨に該当する者

- ① 出雲市に住民登録を有する方又は当該年度中に出雲市に転入する方
- ② 孫ターン世帯(※1)は、孫、孫と同居する方又は孫の3親等以内の方(以下「孫ターン世帯の構成員」という。)であること。
- ③ 対象住宅を所有(3親等以内の親族所有含む)し、対象住宅に居住、又はリフォーム後居住する方
- ④ 助成を受けようとする工事について、他の助成制度の利用がないこと
- ⑤ 助成を受けようとする住宅について、既に本助成金の交付を受けていないこと
- ⑥ 出雲市税を滞納していない方
- ⑦ 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員でない方
- ⑧ 改修する家屋に、5年以上継続して居住する予定の方
- ⑨ 出雲市内に本店を有する事業所(個人業者を含む)と契約し、工事を実施する方

別表

助成対象者	要件
対象地域(※2)に移住する者	申請年度内に対象地域に移住する市外在住者で、市外に5年以上引き続き居住している者 (転入後3年以内で、申請年度内に対象地域へ転居する者を含む)
対象地域に転居する者	申請年度内に対象地域に転居する者
対象地域に居住する者	対象地域に住所を有す者

(※1)孫ターン世帯…本市に移住する孫(市外に5年以上引き続き居住している市外在住者又は転入後3年以内で転入前に市外に5年以上居住していた者。ただし、孫が5歳未満の場合は出雲市に住民登録されたことのない者)と祖父母が同居する世帯

(※2)対象地域…4ページの「出雲市自然豊かな地域住まいづくり助成事業の指定地域一覧」のとおり

2. 加算助成対象者

加算助成対象者	要件
対象地域に移住する者	新婚世帯(※1)、子育て世帯(※2)又は孫ターン世帯の構成員である者
対象地域に転居する者	新婚世帯又は子育て世帯の構成員である者
対象地域に居住する者	新婚世帯又は子育て世帯の構成員である者

(※1)新婚世帯…申請日において、婚姻の日から5年未満の夫婦が同居している世帯

(※2)子育て世帯…申請日において、18歳以下の子が同居している世帯

3. 助成内容

助成対象者	助成金額 (千円未満切捨)	新婚・子育て・孫ターン世帯 の場合
対象地域に移住する者	工事費の30% 上限700千円	工事費の30% 上限800千円
対象地域に転居する者	工事費の10% 上限300千円	工事費の20% 上限400千円
対象地域に居住する者	工事費の10% 上限100千円	工事費の20% 上限200千円

4. 対象住宅

対象地域に自ら所有し、居住する家屋

- ◇ 申込者と所有者が異なる場合は3親等以内の親族所有に限り対象（賃貸住宅は不可）
- ◇ 店舗等併用住宅の場合、店舗等の部分は対象外
- ◇ 新たに住宅を取得された場合、申請時に所有権移転登記が完了していることが条件

【注意】

令和4年度～令和6年度に実施する予定の「自然豊かな地域住まいづくり助成金」を申請できるのは、1住宅（申請者）につき3年間で1度限りとします。

5. 対象工事

住宅のリフォーム工事で、工事費50万円以上（消費税を含む）＜既存建物の増築工事を含む＞

住宅の新築工事は対象外。対象工事＝「自然豊かな地域住まいづくり助成金対象工事一覧表」（3ページ）。

6. 対象工事期間

助成金の交付決定後～2024年3月11日（月）まで

- ◇ 申請時点で着手している工事や、交付決定前に着手する工事は対象となりません。

7. 募集期限

2024年1月31日（水）

※ただし先着順で予算額に達した場合、その時点で終了（事前にお問合せください）

8. 申請方法

- ◇ 予算の範囲内での助成となります。＜必ず事前に縁結び定住課にお問い合わせください＞
- ◇ 所定の申請用紙にご記入いただき、必要書類を添付のうえ、募集期限内に縁結び定住課まで提出してください。
- ◇ 「自然豊かな地域住まいづくり助成金」交付申請書等の書類は、縁結び定住課、またはホームページから取得できます。
- ◇ 申請の手続きについては、「自然豊かな地域住まいづくり助成金 申請の手続き」をご覧ください。

9. 助成金の返還について

自然豊かな地域住まいづくり助成金の交付決定を受けた方が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取り消し、経過年数に応じ助成金を返還していただきます。

- ① 改修した住宅を、助成金を受け取った日（以下「基準日」という。）から5年未満で取り壊し、又は売却したとき。
- ② 改修した住宅を居住用以外の用途に変更したとき。
- ③ 基準日から5年未満で、転出又は転居したとき。
- ④ 転居を伴う場合において、当該年度と同一の年度内に対象住宅に転居しないとき。

自然豊かな地域住まいづくり助成金 対象工事一覧表

内 容	可否	備 考
屋根・外壁改修、雨樋の取替え	○	
フローリング・クロス等の貼り替え	○	
床暖房設備	○	
浴室・トイレの改修	○	
畳・襖・障子・サッシ・建具の設置、取替え	○	カーテン・ブラインド等の設置・取替は対象外
下水道等排水設備工事	○	トイレ・台所・浴室等の内装工事（壁・柱・床等の主要構造部の改修）を伴う場合に限る。
電気等設備工事	○	
システムキッチン・流し台・洗面台設置、給湯器	○	
居室の内装工事（壁・柱・床等の主要構造部の改修）	○	内装工事を伴うエアコンの設置・交換も対象
車庫・カーポート、サンルーム、倉庫、犬走	×	農作業小屋・物干し場等も対象外
門・塀・アプローチ等の外構工事	×	
その他、引越費用・家具移動・手数料等	×	

◆対象となる工事については、他の補助金との併用は原則出来ませんのでご注意ください。

・工事内容、補助事業によっては併用可能なケースもあります。詳しくはご相談ください。

◆建築基準法等関係法令に適合しないことが発覚した場合、補助金の返還が生ずる場合があります。

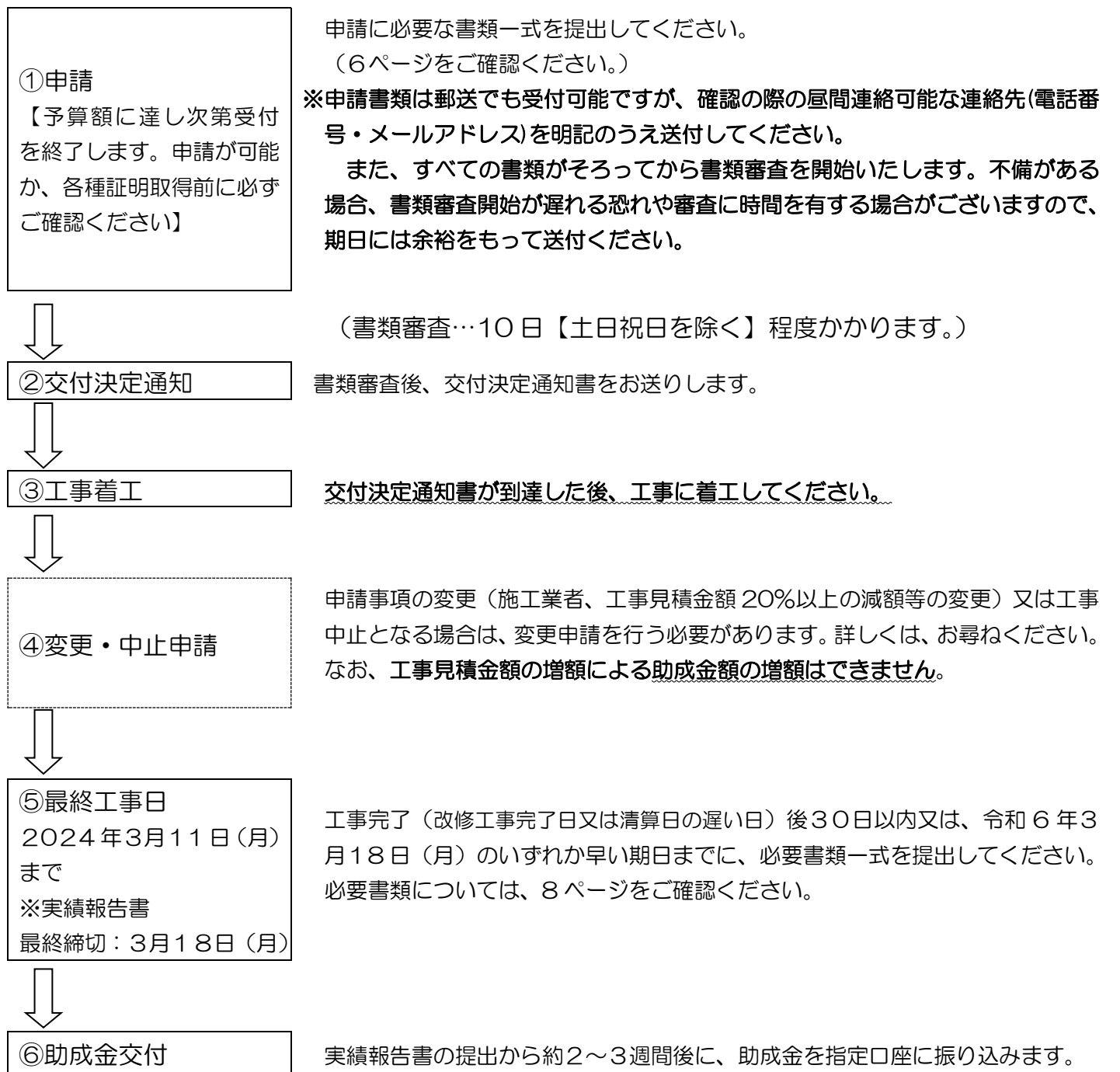
出雲市自然豊かな地域住まいづくり助成事業の指定地域一覧

地域	地区名	町名またはエリア
出雲	古志	古志の一部（上新宮）※
		上津
	上島町	
	船津町	
	稗原	野尻町
		稗原町
		宇那手町
	朝山	馬木町
		朝山町
		所原町
		見々久町
	乙立	乙立町
	佐田	須佐
須佐		
原田		
大呂		
反邊		
吉野		
窪田		一窪田
		毛津
		佐津目
		高津屋
		下橋波
		上橋波
		東村
		八幡原
多伎	多伎	神原
		奥田儀
		口田儀
		小田
		多岐
		久村
湖陵	湖陵	畑村
大社	日御碕	日御碕
		宇龍
	鶺鴒	鶺鴒浦
		鶺鴒峠

地域	地区名	町名またはエリア
平田	西田	本庄町
		万田町
		奥宇賀町
	鰐淵	河下町
		唐川町
		別所町
		猪目町
	久多美	東郷町
		久多見町
		野石谷町
		上岡田町
	檜山	岡田町
		多久谷町
		多久町
	東	園町
		鹿園寺町
		小境町
	北浜	小津町
		十六島町
		釜浦町
		塩津町
美保町		
佐香	三津町	
	小伊津町	
	坂浦町	
伊野	地合町	
	野郷町	
	美野町	
斐川	荘原	学頭の一部（畑辺地）※
	阿宮	阿宮
	出西	上出西第一自治会※

- ・ 6 5 町と 3 エリア（※一部辺地指定地域）を指定（令和 4 年度～令和 6 年度（予定））
- ・ 相当な変動がある場合には見直す場合があります。

自然豊かな地域住まいづくり助成金 申請の手続き



※対象工事、提出書類についての詳細は、3ページ、6~8ページに記載していますので、必ずご確認ください。

送付先 (郵送の場合)

〒693-8530 島根県出雲市今市町70

出雲市役所 縁結び定住課 定住促進係 宛

自然豊かな地域住まいづくり助成金 提出書類一覧

1 申請

提出書類名	備考
1 自然豊かな地域住まいづくり助成金 交付申請書	
2 <u>住宅の所有の確認できるもの</u> ① 令和5年度固定資産税納税通知書 及び課税明細書の写し（※1） ② 固定資産評価証明書等 ③ 所有権移転後の登記の全部事項証 明書の写（※2）	①～③のいずれか ・納税通知書及び課税明細書は、4月に資産税課から通知し ています。 ・固定資産評価証明書は手数料300円が必要となります。 ・全部事項証明書は法務局で発行されます。
3 市税の滞納のない証明	申請者は必ず提出してください。 住宅所有者が申請者と異なる場合、又は共有の場合は、所有 者（共有者）全員の証明も必要です。 （手数料 一通300円が必要となります。）
4 改修工事全体の工事見積書（※3）	見積書の各項目が10万円を超える場合は、内訳を記載して ください（※4）。複数業者で施工する場合は、総括表を添付 のうえ、それぞれの見積書をご提出ください。
5 助成金対象の施工予定箇所の写真 （※5）	対象工事箇所の全てが分かるよう撮影してください。（引きと アップの両方をお願いします。）
6 家屋全体の写真	工事対象家屋が「住宅」だと分かるよう、工事家屋の全体が 写った正面写真をご提出ください。
7 工事全体の内容がわかる改修前、改修 後の間取り図	施工予定箇所の写真を撮った方向を改修前の間取り図に記入 してください。
8 平面図	対象家屋全体のもの ※部分工事の場合で、別途工事部分の詳細間取り図がある場合 は、家屋全体平面図には間取りの記載がなくてもいいです。
9 位置図	住宅地図をご提出ください。
10 住民票	手数料300円（出雲市の場合） 世帯全員の続柄の記載があるものを添付してください。 ・改修後に住宅に転居する場合、実績報告時に転居後の住民 票が必要です。 ・孫ターン世帯で申請する場合は、孫の転入後に提出が必要 です。
11 戸籍抄本（※6）	手数料450円（出雲市の場合） ・申請者と所有者が異なる場合は、3親等以内を確認する場 合等に必要となります。 ・孫ターン世帯で申請される場合は、孫と祖父母の続柄を確 認又は孫と申請者の続柄を確認するためなどに必要です。

12	戸籍附票	手数料300円（出雲市の場合） ・出雲市に移住し申請される場合又は孫ターン世帯で申請される場合に、従前の住所や市外での居住年数を確認するためなどに必要となります。
13	リフォーム工事同意書	申請者と所有者が異なる場合、共有者がいる場合に必要です。

◎詳しくは縁結び定住課まで、問合せください。

- (※1) 課税明細書が複数枚ある場合、該当の建物の記載のあるページだけでなく、1枚目も必要になります。
- (※2) 登記書類等は公的な押印がされているものをご提出ください。
- (※3) 見積りの宛名は申請者のフルネームであること。見積りの内訳は詳しく記載されたものをお願いします。
見積書は施工業者の業者名、所在地、代表者名が記載されたものがが必要です。
- (※4) 例①：×大工工事…15万円 ⇒○大工工事…15万円（3万円/人×5人分）
例②：×解体・処分費…18万円 ⇒○解体費…9万円，処分費…9万円
- (※5) 屋根等、申請時に詳細な写真提出が難しい箇所は、後日追加で提出をお願いいたします。
- (※6) 誰の戸籍抄本を取得すればいいかはケースによって異なります。その際はお問い合わせください。

2 変更申請

※変更が発生した場合は、工事完了後ではなく発生時点で速やかにご連絡ください。

施工業者の変更や、改修工事費の20%以上の減額となる場合、改修工事自体を中止する場合などに必要です。

	提出書類名	備 考
1	出雲市自然豊かな地域住まいづくり助成金変更・中止承認申請書	市へご連絡ください。（申請書を送付します。）
2	工事見積書（変更した後のもの）	
3	工事内容がわかる間取り図	施工予定箇所の写真を撮った方向を記入してください。
4	施工予定箇所の写真	引きとアップの両方の写真をお願いします。

3 実績報告

提出期限：工事完了(改修工事完了日又は清算日の遅い日)後30日以内

※2024年3月18日(月)が最終締切です。工事完了後30日以内に最終締切を迎える場合は、最終締切までに報告書等を提出してください。

	提出書類名	備考
1	自然豊かな地域住まいづくり助成金実績報告書	交付決定通知に併せて郵送します。
2	工事代金領収書等の写し	申請時に見積書を提出した業者と同一の領収証の写しが必要です。複数業者の場合、それぞれの領収証の写しをご提出ください。
3	工事实施後の施工箇所の写真 (改修後間取り図に写真を撮った方向を記入)	施行箇所の写真を施工内容が確認できるように撮影してください。
4	住民票	対象住宅に転居を伴う場合又は孫ターン世帯の孫が転居を伴う場合は必要です。
5	市税の滞納のない証明	申請年度内に対象地域へ移住された方で、申請時に未提出の場合は、添付してください。
6	自然豊かな地域住まいづくり助成金交付請求書	交付決定通知に併せて郵送します。

- 各種証明や、見積書は発行後3か月以内のものがが必要です。
また、納税通知書及び課税明細書の写しについては、今年度のものがが必要です。
- 実績報告日までに出雲市に転入される方は、出雲市税の滞納のない証明を提出していただきます。
- 申請時にはなかった工事を追加で行った場合、その部分の見積りをご提出いただく場合があります。また、写真もご提出いただきますので、改修前後の写真もご用意ください。
(交付決定を受けていない工事は助成対象にはなりません)
- 提出書類、添付書類他でご不明なことは、証明書等取得前にご相談ください

◆◎◆◎◆ 問合せ先 ◆◎◆◎◆

出雲市役所

縁結び定住課 定住促進係

電話：0853-21-6629

Fax :0853-21-6599

Email:teijyu@city.izumo.shimane.jp